

1 策定趣旨

令和元年度を初年度とする「健康ながはま 21」の「第4期計画」の計画期間が令和5年度末をもって終了することから、令和6年度を始期とする「第5期計画」を策定します。

■健康ながはま 21

長浜市総合計画に基づき、「健康で輝けるまち 長浜」を実現するため、長浜市の健康づくりの方向性とともに関係機関において行うべき対策を示す健康づくり推進計画であり「健康増進計画（健康増進法）」に「食育推進計画（食育基本法）」、「自殺対策計画（自殺対策基本法）」を包含しています。

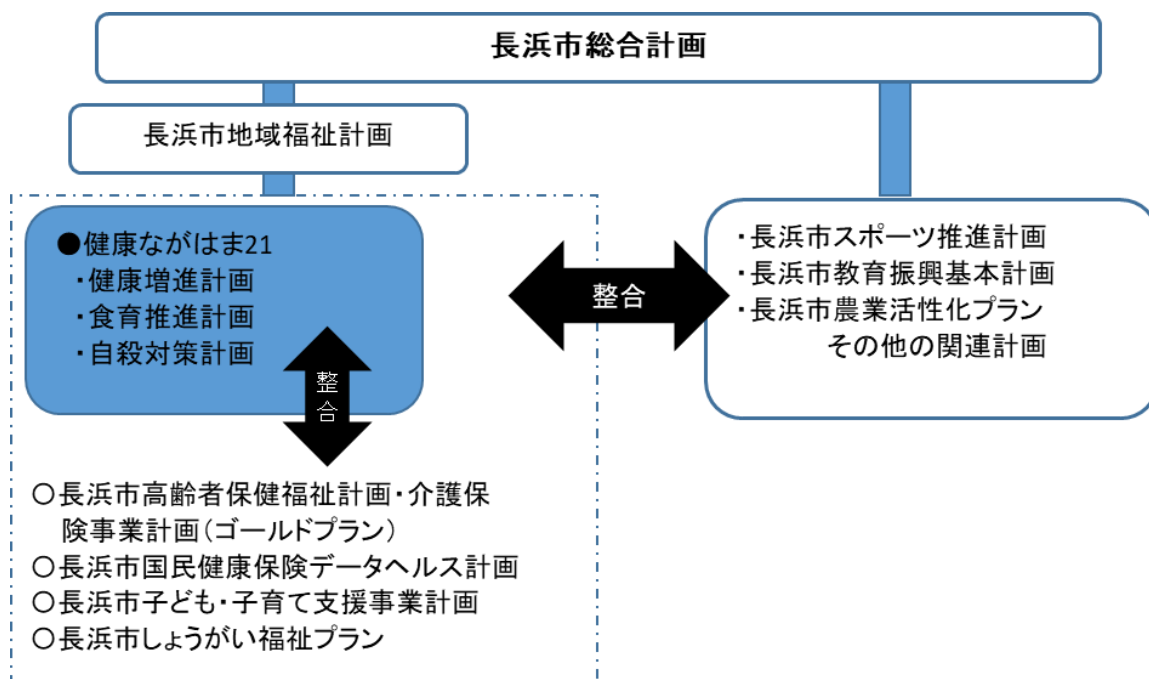
年度	H20~H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
項	1期計画	2期計画	3期計画						4期計画					5期計画				
目	健康増進計画	健康増進計画	健康増進計画 食育推進計画						健康増進計画 食育推進計画 自殺対策計画					健康増進計画 食育推進計画 自殺対策計画				

※現状の把握や計画内容（取組み・評価指標等）を十分検討し、より明確で実効性のある計画にするため、2か年をかけて計画を策定します。

R4：市民意識調査及び結果の集計

R5：現行（4期）計画の総評、次期（5期）計画内容の検討、取りまとめ

2. 他計画との関連



3 策定方針

健康寿命の延伸を目指し、第4期計画の体系を参考にしつつ、現状の取組みの評価や課題の整理、市民意識調査や健診データの分析、国・県の動向及び新型コロナウイルス感染症等社会情勢の変化をふまえ、庁内関係課で構成するワーキング部会や健康づくり推進協議会での議論等を通じて、取組み内容を再整理し、より実効性のある計画になるよう検討します。

【策定における配慮点】 （資料4：次期計画の配慮事項案を参照）

（1）計画の基本的な考え方

健康寿命延伸を阻害する要因を介護認定原因疾患（要介護2以上）から把握し、その原因疾患を減少させるために、各分野の取組みを、幼少期、青壮年期、高齢期においてどのように取り組むのかという整理で計画を策定します。

（2）計画の進捗把握と達成評価指標の設定

従来、健康ながはま21アンケートの結果を主な最終指標としており、5年に1度の評価を前提としていたため、計画の中間評価が難しい状況です。

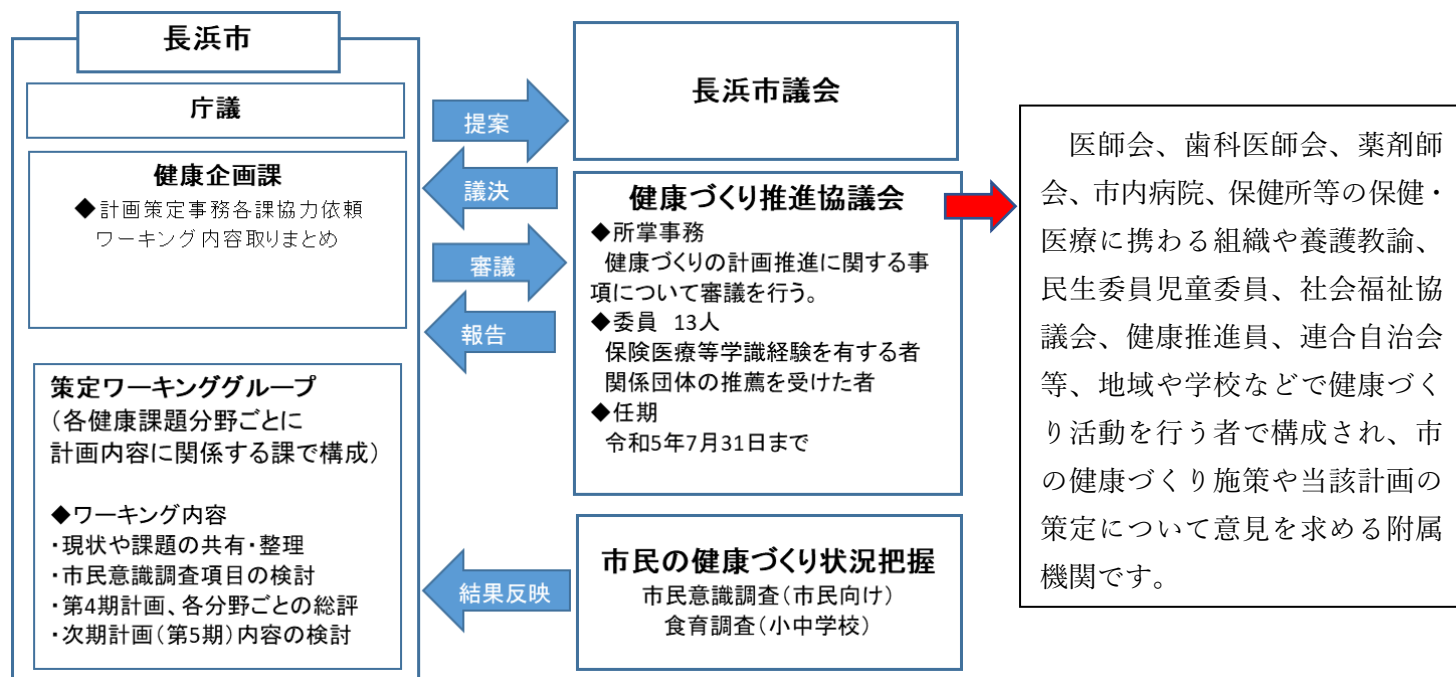
したがって、次期計画ではより丁寧に評価できるよう、①毎年度指標、②中間指標、③最終評価指標を設定し、進捗管理を行います。

（3）計画へ記載する具体的な取組について

現状の計画では、分野ごとに取組みを記載していますが、次期計画では関連する事業及び所管課を記載し、目標達成のために関係課が取組みを推進できるよう、実施計画として整理します。（自殺対策計画を参考）

4 策定体制

「健康なひとづくり」、「健康なまちづくり（環境づくり）」の視点から健康づくりを推進できるよう、庁内組織（関係課によるワーキンググループ）を立ち上げ、関連計画との整合や各課の意見を集約するとともに、市の附属機関である健康づくり推進協議会での議論を通じて、外部意見等を反映させます。



5. 策定スケジュール (資料5：次期計画策定スケジュールを参照)

次年度は、計画素案を審議するため、健康づくり推進協議会を4回程度開催する予定です。